

（仮称）蕨市立西公民館等複合施設建設工事設計委託公募型プロポーザルの選定結果について

（仮称）蕨市立西公民館等複合施設建設工事設計委託の受託者を選定するため、令和 6 年 6 月 24 日 蕨市告示第 114 号 に基づき、公募型プロポーザルを実施しました。

（仮称）蕨市立西公民館等複合施設建設工事設計委託公募型プロポーザル説明書（以下「プロポーザル説明書」という。）に示した選定基準に則り、「（仮称）蕨市立西公民館等複合施設建設工事設計委託公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において慎重かつ厳正に評価及び審査した結果、下記のとおり最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）を選定しましたのでお知らせいたします。

なお、最優秀提案者を、本設計委託の契約交渉順位第一位の事業者として特定したことを併せてお知らせいたします。

1 審査結果

（1）最優秀提案者

株式会社カトウ建築事務所 埼玉事務所

所在地 〒336-0018 さいたま市南区南本町一丁目 14 番 5 号 第 3 小池ビル

代表者 取締役副社長 岡本 敏男

（2）優秀提案者（次点者）

事業者整理番号 B 社

2 審査の経緯

（1）選定の概要

ア 選定方法

公募型プロポーザル

イ 審査の概要

本審査委員会が実施する次の（ア）から（ウ）に記す 3 段階の審査によって、最優秀提案者、優秀提案者（次点者）を選定しました。

なお、審査を公正かつ厳正なものとするため、第二次審査終了まで、ご参加いただいた事業者名はすべて匿名により実施しています。

（ア）参加表明書等による審査

参加表明書をご提出していただいた事業者に対して、プロポーザル説明書に記載する評価基準に基づき、事務局において「参加表明書に係る提出書類」の評価点の結果を集計した後、審査委員会として技術提案書提出依頼者数を決定するとともに技術提案書提出依頼者を選定しました。

(イ) 第一次審査

事業者からご提出いただいた技術提案書について、各審査委員がプロポーザル説明書に記載する評価基準に基づき採点し、各審査委員の評価点と事務局が算定作業を担う評価点の集計に基づき、各事業者の順位を定めました。

審査委員会として各事業者の技術提案書の内容及び順位について、意見交換を含む審議を行い、第一次審査通過者数を決定するとともに第一次審査通過者を選定しています。

(ウ) 第2次審査

第一次審査通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、提案者の設計意図、狙い又は根拠等を確認のうえ、事業者からご提出いただいている技術提案書を、各審査委員が、再度、評価しました。

各審査委員の第二次審査における評価点を基に、事務局が算定を担う評価点を集計して各事業者の順位を定めるとともに、審査委員会として評価についての意見等を確認し、審議により最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）決定しています。

(2) 審査の経緯

(ア) 参加表明書等による書類選考及び審査

ア 審査委員会 令和6年7月18日（木） 市役所2階2-1会議室

イ 技術提案書提出者の選定

評価基準の評価点集計結果に基づき、審査委員の審議により、技術提案書提出者として4者を選定。

(イ) 第一次審査

ア 審査委員会

令和6年8月28日（水）市役所2階2-1会議室

イ 第一次審査通過者の決定

審査委員の評価に基づく審議により、第一次審査通過者を選定。

(ウ) 第二次審査

ア プレゼンテーション及びヒアリング

令和 6 年 9 月 17 日（火） 市役所 4 階大会議室

イ 審査委員会

令和 6 年 9 月 26 日（木） 市役所 4 階 4-1 会議室

ウ 最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）の選定

審査委員の評価に基づく審議により、最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）を選定。

エ 第二次審査評価点

最優秀提案者及び優秀提案者（次点者）の最終評価点（※）

	技術者の評価	評価テーマ等	合計
㈱カトウ建築事務所	43.368/60	378.728/540	422.096/600
事業者整理番号 B 社	38.652/60	350.744/540	389.396/600

（※）公募型プロポーザル説明書に記載する評価基準及び評価基準配点（600 点満点）に基づく評価。

3 講評

本事業は、旧中山道に面する旧飯野医院の跡地を活用し、蕨市立西公民館、図書館錦町分館、錦町連絡室及び老人センター松原会館を一つの建物にまとめ、複合施設として新たに設置しようとするものです。

新たな施設の設置にあたっては、（仮称）蕨市立西公民館等複合施設整備基本計画に掲げる基本理念、「子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人々が集い、交流し、学び、絆を紡ぐひろば」の実現を図り、何より、地域の利用者の皆様に喜んでいただける施設を創らなければなりません。

本審査委員会は、新たに設置する複合施設が、利用者の皆様に親しまれ、愛され、大いに活用され、地域の活力を育むとともに如何なく発揮される公共施設となるよう、地域の皆様、本市と協同で事業を進めていくうえで最も相応しい設計の専門家を選定することを目的に審査を実施いたしました。

市有建築物の延べ床面積の抑制を図る方針の下、異なる用途の施設融合を図るという難しい事業であり、様々な厳しい制約が課される中、評価テーマを踏まえた技術提案書をご提案いただきました。

提案にあたっては多岐にわたる検討を要するにも関わらず、短い期間で評価テーマを的確に捉えていただいております、何れの技術提案書も、作成にあたって柔軟で豊かな発想による深い思索が巡らされた経緯をうかがい知ることができるものです。

ご検討の成果が如何なく発揮され、最適な形でお示しいただいているものと推察される非常に貴重な提案揃いでした。

事業への実施体制、取組意欲、業務実施方針、評価テーマへの考え、何れの事業者の皆様が技術提案書も大変興味深く、甲乙つけ難いことから、審査委員は非常に難しい評価の判断を求められるものでしたが、審査委員会として審査、評価の結果、最優秀提案者を選定いたしました。

最優秀提案者に選定された技術提案書の計画案は、コミュニティラウンジと称する「集い、交流の場」を建物の中心に配し、施設諸室へのアプローチを明確にするとともに、通路を兼ねることで諸機能の融合を図り、極めて効率的で明快な動線計画を実現しています。

車両の出入りは中山道側の交差点寄りに設けられていますが、設計と条件を踏まえて当該敷地において敷地を十分に活用しようとする、駐車場、建物配置を含め、歩車道分離を実現するうえで最も正統的な選択であろうと推察されます。

本計画案の核となっているコミュニティラウンジは、現在の西公民館でも活用されている空間を踏襲するものであり、施設利用者の交錯を必然としながら人々の集まりを導く機能を有するものと想定されます。

施設内を行き交う利用者の皆様が立ち止まり、挨拶し、会話を始め、溜まりには集いが生まれることを期待させる空間となっており、豊かな交流、相互関係の発生、人間関係の醸成が可能となることを想像させるものです。

複合施設の基本理念である「子どもから高齢者まで、あらゆる世代の人々が集い、交流し、学び、絆を紡ぐひろば」を具現化するものとして、人々の集う場、交流の場を「施設の核」として顕現している点が、審査委員の高い評価を集めました。

また、大空間の配置を構造計画の基本とすることで、無駄なくフレキシブルな空間の利用が望める諸室の配置も可能としており、災害発生時の避難施設として活用もする際も自由度の高い活用方法が可能な柔軟性の高いものとなっていることも、審査委員に高く評価されています。

正統的設計手法に基づき、堅実な技術に裏打ちされたうえでの柔軟な発想による計画となっていますが、建物の中央に一定空間を用意するだけで人の交流が生まれるものではなく、イベント時のみの活用空間となってしまう可能性も否定できません。コミュニティラウンジとして日常的に積極的な活性を図るために、運営等のソフト面ではなくハード面で関わる立場から、詳細設計の際には、仕掛け、演出等といった何らかの工夫の余地がある

ものと思慮されます。

本プロポーザルにおける評価テーマは、これらの事業制約の中で施設設計を進めるにあたり、設計者としてどのように向き合うかを質すものです。

当然、実際の設計においては、対峙していくべき課題となるものとなりますが、本プロポーザルにおける技術提案書は、あくまでも本事業の設計者として相応しい事業者を選定するために提出を求めたものであり、実際の設計にそのまま反映されるものではありません。

評価テーマを通して設計者を選定する試金石には違いありませんが、具体的な建物創造の設計作業にあたっては、基本設計を俯瞰する作業でもあり、実際の設計のたたき台ともなるものです。

今後、地域の利用者の皆様との意見交換等を通し、地域の利用者の皆様、本市と設計者が一体となって、より良い施設が計画されるよう事業を進めてまいります。

最後となりましたが、限られた時間の中、本プロポーザルに多大な労力と貴重な時間を費やしてご参加いただきました事業者の皆様に、心から敬意を表すとともに、感謝申し上げます。